

「証券 CFD 取引約款」新旧対照表

平成26年11月29日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条（証券CFD取引口座開設の申し込み）</p> <p>1.お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、証券CFD取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込むことができます。</p> <p>(2) お客様が個人である場合、次の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 年齢20歳以上80歳以下の成人であること。 (b) 100万円以上の金融資産があること。 (c) 金融商品取引業者の役職員ではないこと（ただし、明らかに当社加入協会の規則に違反しない場合を除く。）。 	<p>第3条（証券CFD取引口座開設の申し込み）</p> <p>1.お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、証券CFD取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込むことができます。</p> <p>(2) お客様が個人である場合、次の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 年齢20歳以上80歳以下の成人であること。 (b) 100万円以上の金融資産があること。 (c) 金融商品取引業者の役職員ではないこと。
<p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数の変動、為替の変動、または金利調整額、<u>権利調整額</u>、価格調整額の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2) 当社の証券CFD取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額、<u>権利調整額</u>、価格調整額などが当社のものと異なる場合があること。</p>	<p>第4条(リスクと自己責任の確認)</p> <p>お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>(1) 対象とする株価や株価指数の変動、為替の変動、または金利調整額、配当金調整額、価格調整額の受払いにより差損を生じ、投資元本を割り込むことがあるだけでなく、投資元本以上の損失を被ることがあること。</p> <p>(2) 当社の証券CFD取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や金利調整額、<u>配当金調整額</u>、価格調整額などが当社のものと異なる場合があること。</p>
第9条（取引銘柄）	第9条（取引銘柄）

新	旧
<p>3. 前項の措置に付随して、当社が任意に決済期日を定める場合がございます。その場合、お客様は当該決済期日までに建玉を決済するものとし、期日までに決済がない場合は当社の任意で決済できるものとします。</p> <p>第12条（取引価格）</p> <p>6. 取引価格が前日終値と著しく乖離している場合、もしくは原資産の実勢価格と乖離していると考えられる場合、当社は取引価格の妥当性の確認を行う場合があるものとし、その確認の間、取引の成立はしないものとします。</p> <p>第13条（取引の成立）</p> <p>9. 当社が原資産市場の最新の価格を参照できない場合もしくはシステム障害などにより、取引時間内であっても当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。</p> <p>第14条（決済方法）</p> <p>2. 本取引の決済により確定する損益が現金化される日を受渡日として別途定めるものとします。</p> <p>第27条の2（権利調整額）</p> <p>権利調整額については、当社が別途定めるものとします。</p>	<p>3. 前項の措置に付随して、相当の期間経過後を決済期日として定める場合がございます。その場合、お客様は当該決済期日までに建玉を決済するものとし、期日までに決済がない場合は当社の任意で決済できるものとします。</p> <p>第12条（取引価格）</p> <p>6. 取引価格が前日終値と著しく乖離している場合、もしくは実勢レートと乖離していると考えられる場合、当社は取引価格の妥当性の確認を行う場合があるものとし、その確認の間、取引の成立はしないものとします。</p> <p>第13条（取引の成立）</p> <p>9. 当社が原資産市場の最新のレートを参照できない場合もしくはシステム障害などにより、取引時間内であっても当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。</p> <p>第14条（決済方法）</p> <p>2. 本取引の決済により確定する損益が現金化される日は決済取引の約定期日より翌営業日（以下、「受渡日」といいます）となります。</p> <p>第27条の2（配当金調整額）</p> <p>配当金調整額については、当社が別途定めるものとします。</p>